

2012年9月16日

トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 豊田 章男 殿

フィリピントヨタ労組 (TMPCWA) 委員長 エド・クベロ
フィリピントヨタ労組を支援する会 共同代表 山際 正道
フィリピントヨタ労組を支援する愛知の会 共同代表 猿田 正機

フィリピントヨタにおける労働争議の解決に関する申入れ書

不当に解雇された組合員達が、貴殿のフィリピンでのトヨタ子会社によって行われた不当解雇に対して、今やすでに12年目に達した闘いを続けていることに貴殿の注意を促すために、我々はこの書状を送ります。この争議は、社会的公平性と真の正義を追求し、現地レベルおよび国際レベル、もちろん日本を含めた全世界の支援者たちによって闘いは続いています。

この争議のために、貴殿の子会社であるフィリピントヨタ社が組合の主導者および組合員に対して起こしたでっち上げ刑事事件を未解決のままに裁判を永遠に続け、そしてあわよくば勝訴しようとするために、なりふり構わない不正な企みを用いていることは極めて明確なことです。

これらの刑事裁判では、いくつかの極めて信じがたいことが起こっています。我々は、貴殿に披露する真実の話に是非とも、耳を傾けるようにお願いします。我々は、この事実が世界の主要企業としての貴社のよい企業統治のために役立つであろうと信じています。

2012年8月1日に、これらの刑事事件について公判が行われ、そこで裁判所はTMPCWAの全被告組合員に（保釈）保証書を更新するように命じました。裁判長は明らかにトヨタの弁護士にそそのかされて、この更新命令を発令しました。トヨタの弁護士が裁判長を誘導して全被告に金銭的嫌がらせをしようと図ったのです。

しかし、我々は既に2006年3月6日付の、同じ裁判所（別の裁判官による）によって発令され、「（保釈）保証書は事件が終結するまで有効だ」と述べた、以前の裁判所命令があることを知っていたために、トヨタ弁護士と裁判長のこれらの行為は、我々にとって非常に不可解なものでした。2006年の命令の内容は、被告である解雇されたTMPCWAの組合員達に保証書の更新と保証料を支払う必要はないことを意味するものにほかならないからです。

更に重要なことは、上記の2006年の裁判所命令は2004年7月20日付でフィリピン最高裁判所の大法廷によって（すなわち、裁判官全員によって）決定された、フィリピン最高裁判所の規則に基づいて出され、そしてその規則は現在も存在し有効であるのです。

これらすべての事実は、刑事裁判によって命じられた最新の（保釈）保証書更新は、違法ではないかと考えられます。公式な法廷で、白昼公然と世界の主要企業であるトヨタともあろうものが、大胆にもこのような不正なことをすることは、だれにとっても極めて信じがたいことです。

なぜフィリピン最高裁判所は既述の2004年の規則を発令しなければならなかったか、貴殿の弁護士に尋ねてみてはいかがでしょうか。それは、悪質な弁護士、裁判官や裁判所書記官と手を結び、不運な刑事告発された人々を犠牲にしている、金だけせしめて夜逃げするような、胡散臭い保証業者がフィリピンには多数存在するからです。貴殿は、一つの裁判所で刑事事件が10年以上も続いていることを異常だと思われませんか。そして、貴殿は世界のトヨタがこのような術策を用いて何が何でも刑事裁判を続けようとするのは、常識から外れていると思われませんか。

我々は貴社を含めたトヨタ子会社の傲慢な非人道的行動を強く非難すると同時に、この闇を明らかにして何としてでも勝利します。貴殿がこれ以上時間を無駄にせず、フィリピントヨタにおける労働争議を心から誠意を持って解決するよう再考されることを強く要求します。

以上